

警察庁訓令第 号

警察庁における行政文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

警察庁長官 楠 芳伸

警察庁における行政文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成23年警察庁訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

附 則

この訓令は、令和7年5月16日から施行する。

別紙

警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成23年警察庁訓令第9号）

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 〔(1)～(4) 略〕 (5) 秘密文書 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。<u>以下同じ。</u>）及び重要経済安保情報（<u>重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。</u>）<u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。</u> 〔(6)・(7) 略〕 （特定秘密である<u>情報又は重要経済安保情報である情報を記録する行政文書の管理</u>） 第35条 〔略〕 <u>2</u> 重要経済安保情報である情報を記録する行政文書については、この訓令で定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を	（定義） 第2条 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 秘密文書 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。）<u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。</u> 〔(6)・(7) 同左〕 （特定秘密である<u>情報を記録する行政文書の管理</u>） 第35条 〔同左〕 〔項を加える。〕

図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）及び重要経済安保情報保護活用法施行令第11条第1項の規定に基づき定められた警察庁における重要経済安保情報の保護に関する訓令（令和7年警察庁訓令第 号）に基づき管理するものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準（第14条関係）

[1 略]

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

[(1)～(3) 略]

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する行政文書

上記に記載のある事項に係る文書のうち特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

また、上記に記載のある事項に係る文書のうち重要経済安保情報である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

[(5)・(6) 略]

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準（第14条関係）

[1 同左]

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

[同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

上記に記載のある事項に係る文書のうち特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

[(5)・(6) 同左]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。